



新型コロナウイルス感染症に伴う
学生・保護者向けの支援です。

● 児童・学生・保護者対象 — 学校関連支援のまとめ

① 学生支援緊急給付金

大学生などが休業の影響でアルバイトの収入が減少し、修学の継続が困難になった場合、住民税非課税世帯で20万円、それ以外で10万円の給付金を受け取ることができます。

※給付金を受け取るには在学中の大学などに申請が必要で、支給要件を満たしているかの審査で認められると日本学生支援機構を通じて支給されます。

☎ 在学中の大学などに問い合わせください

② 奨学資金の貸付基準の緩和と返還猶予

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した人への支援として、奨学資金の貸付基準の緩和と返還猶予(返還期限の延長)の申請を受け付けます。

●対象

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した人

●受付期間

随時受け付けています

●必要書類

- ・所得証明書
- ・収入が著しく減少したと分かる書類(離職票、給与明細書)

※給与明細書は減少したことが分かるように数カ月分ご用意ください。

※貸し付けは、選考委員会で審議して決定します。

※猶予期間は、猶予を希望する月から1年以内の期間(事由が継続する場合は再申請可能)です。

◆相談窓口を開設します

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で就学が困難な人のために、相談窓口を開設します。

●開設日時 月曜～金曜の午前9時～午後5時

●場所 役場学校教育課
※感染防止のため、電話での相談も受け付けています。

●電話番号 ☎ 096(293)3349

☎ 役場学校教育課 学務係 ☎096(293)3349

③ 就学援助を受け付けます

新型コロナウイルス感染症の影響で、家計が困窮し、学校納付金(教材費など)の支払いが困難な場合は、認定基準(前年度の町民税所得割額の世帯合計が生活保護基準額の1.0倍以下)を満たさないときでも、直近の収入状況で審査するなど援助できることがあります。

◆就学援助費支払い方法を変更しました

経済的に困りで町立小中学校に就学させることが困難な世帯の保護者に対して費用の一部を援助しています。

就学援助費の支払いは、昨年度まで学校から保護者の皆さんへ支払っていましたが、令和2年度より次の方法に変更しましたのでお知らせします。

●学用品費

保護者の皆さんの口座へ直接振込を行います。

●学校給食費

学校給食センターの口座へ町から給食費を直接、振り込みますので、保護者の皆さんから給食費の口座引き落としは行いません。

※申請から認定までの間は、保護者の皆さんの口座から給食費の引き落としを行います。認定後、学校給食センターから返金を行います。

☎ 役場学校教育課 施設係 ☎096(293)3349

④ 小学校休業等対応助成金

2月27日～6月30日までの間に新型コロナウイルス感染症を要因として学校に通えない子どもの世話を保護者として行うことが必要になった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主への助成金です。

●助成額

有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額(日額8,330円を上限とする)

●申請期限 9月30日(水)

☎ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金相談コールセンター ☎0120(60)3999



各保険の保険料が減免または免除になる場合があります。適用には申請が必要です。

● 国保・介護保険・後期高齢・国民年金 — 減免や免除申請のまとめ

① 保険料(税)の減免制度

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の収入が減少した人は、申請により国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が減額または免除になる場合があります。

●対象

- ・新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入などの減少が見込まれ、次の①～③のすべてが当てはまる場合。
 - ①事業収入などのいずれかの減少額が前年の当該事業収入の3割以上であること(減少額は保険金、損害賠償により補填されるべき金額を控除した額)。
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。
 - ③減少することが見込まれる事業収入など以外の前年所得の合計額が400万円以下であること。

※「事業収入など」とは、事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のことです。

※介護保険料は①と③が該当すれば対象となります。※納付が困難になった場合は猶予される場合がありますので、詳しくはご相談ください。

☎ 国民健康保険税

役場税務課 住民税係

☎096(293)3117

☎ 介護保険料

役場介護保険課 介護保険係

☎096(293)3511

☎ 後期高齢者医療保険料

役場健康保険課 国保・医療係

☎096(293)3114

◆出張年金相談所をご利用ください

毎月第3金曜日に、年金事務所相談員による「出張年金相談所」が、オークスプラザに開設されています(予約制)。新型コロナウイルス感染症の影響により中止となる場合があります。

☎ 熊本西年金事務所(年金に関して) ☎096(355)0142

☎ 役場住民課 住民係(予約) ☎096(293)3112

② 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が相当程度まで下がり保険料を納めることが困難である人は、申請により保険料の全額または一部の納付が免除されます。

●対象者 次のいずれも満たす人

- ・2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人
- ・2月以降の所得状況からみて、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になると見込まれる人

●免除対象期間

2月以降の国民年金保険料

●必要なもの

免許証などの身分証明書、印鑑、学生証(学生のみ)

※申請書は窓口にて用意してあります。

☎ 役場住民課 住民係

☎096(293)3112

③ 傷病手当金の支給

給与などの収入がある人で新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがあり、十分な収入が得られない場合に傷病手当金が支給されます。支給には、申請が必要です。必ず事前に電話でお問い合わせください。

●対象者

- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している被用者(給与などの収入がある人)
- ・新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われることで療養のため会社などを休み、給与収入が減少した人
- ・労務に服せない3日間連続した期間があり、4日目以降も労務に服せず、4日目以降の日(支給対象日)が1月1日～9月30日の間にある

●支給額

$$\frac{\text{直近の継続した3カ月の給与収入の合計額}}{\text{労務日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{支給対象日数}$$

☎ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114